

2022年11月1日

カーボンニュートラル実現に向けた「事業適応促進業務」における 指定金融機関への選定について

東邦銀行（頭取 佐藤 稔）は、経済産業省が実施するカーボンニュートラル実現に向けた「産業競争力強化法」に基づく「事業適応促進業務」を行う指定金融機関に東北の地方銀行で初めて選定されましたので、お知らせします。

選定に伴い、2050年のカーボンニュートラル実現に向け、お客さまがCO₂削減のための取組み（トランジション）を進める長期計画を策定し事業所管大臣の認定を受けた場合、計画の達成状況に応じて金利負担が軽減される「成果連動型利子補給制度」の取扱いを開始しました。

1. 事業適応促進業務とは

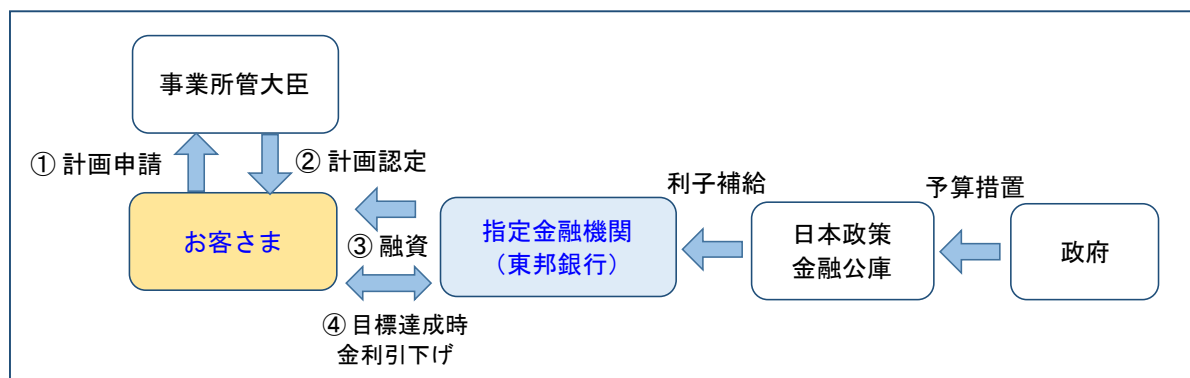
産業競争力強化法に基づく「認定事業適応計画（※）」に従って、カーボンニュートラルの実現等に向けた取組みを行うお客さまに対して融資を行う業務

（※）CO₂削減のためにお客さまが策定し、国際原則等への適合に関する外部評価機関の認証を得た10年以上の計画で事業所管大臣の認定を受けたもの

2. 「成果連動型利子補給制度」

ご利用いただける方	認定事業適応計画を策定した事業者
ご融資金額	500億円以内
ご融資期間	7年以上
ご融資利率	当行所定の金利 （契約当初から通常金利より0.1%引下げした利率を適用し、CO ₂ 削減目標の達成度に応じ、更に0.1%金利引下げを実施します。）

[成果連動型利子補給制度の全体像]



3. 取扱開始日

2022年11月1日（火）

4. 関連するSDGs



東邦銀行グループでは、『とうほうSDGs宣言』を制定し、グループ全体で地域経済の活性化や社会的課題の解決に向けた取組みを通して“地域社会に貢献する会社へ”を目指しています。